

○再被害防止要綱の制定について（例規通達）

平成13年10月1日群本例規第36号（刑総）警察本部長

改正

平成15年3月群本例規第7号（務）  
平成19年9月群本例規第32号（務）  
平成20年3月群本例規第12号（務）  
平成24年3月群本例規第5号（総企）  
平成24年10月群本例規第28号（組一）  
令和元年5月31日群本例規第10号（刑企）

再被害防止については、刑事部門で取り扱った事件の被害者等について、再被害防止措置を講じているところであるが、このたび、対象事件を刑事部門が取り扱った事件以外にも拡大し、県警察が一体となって再被害防止を図るため、別添のとおり再被害防止要綱を制定したので、適切な再被害防止措置を講じられたい。

なお、再被害防止対策の推進について（平成9年10月24日付け群捜一第609号刑事部長依命通達）は、廃止する。

別添

再被害防止要綱

第1 目的

この要綱は、犯罪の被害者等（被害者、被害者の親族又は目撃者等の参考人をいう。以下同じ。）が加害者（検挙した犯罪の被疑者をいう。以下同じ。）により再び危害を加えられる事態を防止することが、被害者等の基本的な要望であるとともに、被害申告を容易にするなど捜査上も不可欠であることにかんがみ、再被害を受けるおそれの大きい被害者等の保護に関して必要な基本的事項を定めることにより、再被害の防止を図ることを目的とする。

第2 再被害防止対象者

この要綱において、再被害防止対象者とは、犯罪の被害者等で、犯罪の手口、動機及び組織的背景、加害者と被害者等との関係、加害者の言動その他の状況から、加害者から再犯による生命又は身体に関する犯罪被害を受けるおそれが大きく、組織的・継続的な再被害防止措置を講じる必要があるものとして、警察本部長（以下「本部長」という。）が指定する者をいう。ただし、再被害防止対象者が群馬県警察保護対策実施要綱の制定について（平成24年群本例規第27号）の保護対象者に該当するときは、本要綱第4の再被害防止措置の実施に関する規定（加害者の釈放等に関する情報その他の関連情報に係る部分を除く。）は適用せず、保護対策実施要綱に基づく保護対策を実施するものとする。

第3 再被害防止対象者の指定等

1 再被害防止対象者の指定

(1) 指定上申

警察署長は、犯罪を検挙し、相談を受理し、又は警察安全相談室、本部捜査担当課（警察本部の捜査担当課をいう。以下同じ。）、関係機関等から通報があった場合等において、再被害防止対象者に指定する必要がある被害者等を認めたときは、再被害防止対象者上申書（別記様式第1号。以下「上申書」という。）に再被害防止対象者検討票（別記様式第2号）を添付し、本部捜査担当課の課長（以下「本部捜査担当課長」という。）の意見を付した上で、刑事部刑事企画課長（以下「刑事企画課長」という。）を経由して本部長に上申するものとする。

(2) 指定に係る協議

刑事企画課長は、前記(1)により上申された再被害防止対象者の指定の必要性等について、警務部広報広聴課長（以下「広報広聴課長」という。）と協議するものとする。

(3) 指定

本部長は、指定の上申があった被害者等が再被害防止対象者に該当すると認める場合は、当該被害者等を再被害防止対象者に指定するものとする。

(4) 指定期間

指定の期間は、原則として、指定の日から加害者の身柄の拘束が解除された時点以降1年間とする。ただし、第5の4により指定期間の延長又は指定期間内の解除をすることができる。

## 2 再被害防止措置実施警察署の指定等

### (1) 再被害防止措置実施警察署の指定及び再被害防止対象者通知書の送付

本部長は、再被害防止対象者を指定した場合は、再被害防止対象者の住居地を管轄する警察署を再被害防止措置実施警察署として指定した上、当該警察署に再被害防止対象者通知（別記様式第3号）を送付するものとする。

### (2) 再被害防止措置実施警察署の指定に係る留意事項

本部長は、前記(1)の再被害防止措置実施警察署の指定に当たっては、再被害防止対象者及び加害者の住居、勤務地等を勘察し、必要と認める場合は、複数の警察署を再被害防止措置実施警察署として指定するものとする。

## 第4 再被害防止措置の実施

### 1 実施体制

再被害防止措置は、原則として、次の分担により、相互に緊密な連絡を保ち、実施するものとする。

#### (1) 刑事企画課長

ア 刑事企画課長は、本部捜査担当課長及び広報広聴課長との連携を密にした上、本部捜査担当課長に対し、再被害防止措置の実施に必要な指導を行うものとする。

イ 刑事企画課長は、県警察における再被害防止対象者の指定状況等について、確実に把握するとともに、再被害防止対象者指定簿（別記様式第4号）により、これを明らかにしておくものとする。

#### (2) 本部捜査担当課長

ア 本部捜査担当課長は、別に定めるところにより、加害者の釈放等に関する情報を把握するほか、再被害防止措置の実施に必要な関連情報の集約及び分析をし、再被害防止措置の実施について、再被害防止措置実施警察署の署長（以下「再被害防止措置実施警察署長」という。）を指導するものとする。

イ 本部捜査担当課長は、警察署の規模等を勘察し、再被害防止措置実施警察署のみでは再被害防止措置の万全を期することができないと認める場合は、隣接警察署等の応援体制等を確立するための連絡・調整を行うものとする。

#### (3) 再被害防止措置実施警察署長

再被害防止措置実施警察署長は、総合的な体制を確立するとともに、再被害防止措置を実施する上で関係を有する警察署長と連携の上、第4の2に定める措置事項の実施に当たるものとする。

なお、再被害を防止する上で関係を有する警察署が他の都道府県警察に属する場合は、所要の事項を本部捜査担当課長へ報告するものとする。

#### (4) 再被害防止担当官

ア 再被害防止措置実施警察署に再被害防止担当官を置き、警察署の捜査担当課の課長をもって充てる。

イ 再被害防止担当官は、再被害防止措置実施警察署長の指揮を受け、再被害防止対象者の指定の上申及び解除、再被害防止措置の実施並びに関係所属との連絡調整に当たるものとする。

ウ 再被害防止担当官は、警察署における再被害防止対象者の指定状況等について、確実に把握するとともに、再被害防止対象者管理簿（別記様式第5号）により、これを明らかにしておくものとする。

#### (5) 広報広聴課長

広報広聴課長は、再被害防止対象者の指定及び再被害防止措置の実施について、刑事企画課長からの連絡により、その状況を把握するとともに、本部捜査担当課長に対し、本要綱の運用及び被害者対策に関連する事項について助言・協力するものとする。

### 2 措置事項

#### (1) 関連情報の収集

関係職員は、再被害防止措置の実施に必要な関連情報を収集するものとする。

#### (2) 再被害防止対象者に対する措置

再被害防止措置実施警察署長は、再被害防止対象者への連絡体制を確立し、その要望を把握

するとともに、非常時の通報要領、自主警戒等について防犯指導を行い、必要に応じ、装備資機材を有効活用するなど所要の警戒措置を講ずるものとする。

なお、再被害防止対象者から加害者の釈放等に関する情報その他の関連情報について教示を求められた場合又は再被害防止のために必要な場合には、別に定めるところにより、関連情報を教示するものとする。

### (3) 加害者に対する措置

再被害防止措置実施警察署長は、加害者の動向把握を行うほか、必要に応じ、指導警告等の措置を実施するものとする。また、刑罰法令に触れる行為を認知した場合には、厳正に対処するものとする。

## 第5 指定の解除等

### 1 指定の解除

再被害防止対象者の指定期間が経過した場合は、指定が解除されたものとする。

### 2 指定期間の延長等の上申

#### (1) 指定期間の延長の上申

再被害防止措置実施警察署長は、指定期間経過前に指定期間延長の要否を検討し、その必要があると認める場合は、期間を定めて指定期間の延長を上申書に本部捜査担当課長の意見を付した上で、刑事企画課長を経由して本部長に上申するものとする。

#### (2) 指定期間内の解除の上申

再被害防止措置実施警察署長は、指定期間内であっても、指定の必要がなくなったと認める場合は、指定解除を上申書に本部捜査担当課長の意見を付した上で、刑事企画課長を経由して本部長に上申するものとする。

### 3 指定期間の延長等に係る協議

刑事企画課長は、前記2の規定により上申された指定期間の延長等の必要性等について、広報広聴課長と協議するものとする。

### 4 本部長の決定

本部長は、再被害防止措置実施警察署長から前記2の上申がなされた場合は、再被害防止対象者の指定期間の延長又は指定期間内の解除の要否を決定するものとする。

## 第6 関連情報の秘密の厳守

関連情報は、適正に管理し、その秘密を厳守しなければならない。

## 第7 他の都道府県警察との連携等

### 1 他の都道府県警察との連携

(1) 本部捜査担当課長は、再被害を防止する上で関係を有する警察署が他の都道府県警察に属すると認める場合は、当該都道府県警察の対応する本部担当課長を通じて当該警察署長に協力を依頼するものとする。

(2) 再被害を防止する上で関係を有する他の都道府県警察の本部担当課長を通じて行われる本県への協力依頼は、誠実にこれに当たるものとする。

### 2 警察庁等による調整

本部捜査担当課長は、他の都道府県警察に対し協力を依頼するため必要がある場合は、警察庁又は管区警察局による調整を求めるものとする。

## 第8 刑事施設等との連携

再被害防止措置の実施に当たっては、別に定めるところにより、検察庁、刑事施設（刑務所、少年刑務所及び拘置所をいう。また、受刑者を収容する少年院を含む。）、地方更生保護委員会及び保護観察所と連携するものとする。

## 第9 報告

再被害防止対象者の指定状況等に係る報告については、別に定める。

## 第10 要綱の準用

被害者等以外の関係者（捜査を行うに当たり関係を有することとなるすべての者をいう。）について、被疑者の逆恨み等により加害行為の対象となるおそれがあり、保護措置を実施する必要がある場合は、この要綱を準用するものとする。